札障第3881号
令和８年(2026年)10月21日

市内指定障害児通所支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

医療連携体制加算の算定に係る留意事項について（通知）

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「医療連携体制加算」に関しましては、解釈誤りや確認不足等により、要件を満たさないまま当該加算を算定していたとして、運営指導等において多額な給付費の返還に至る事例が散見されております。

特に、医療連携体制加算（Ⅳ）の算定において訪問看護ステーション及び訪問診療クリニック等からの営業により、その算定要件について誤った説明を受け、不適切な算定に至る事例も確認しております。

つきましては、下記のとおり当該加算の算定に当たり遵守すべき算定要件及び当該算定要件に対する本市の解釈等を通知いたしますので、本通知を踏まえ、算定要件の遵守を徹底してください。

記

１　医療連携体制加算について

⑴　対象サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス

⑵　本通知の該当区分

医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)

⑶　算定要件

ア　当該加算の支援に係る看護職員の派遣について、医療機関等と委託契約を締結すること。

※　看護職員の派遣に代えて同一法人が運営する他の事業所等に勤務する看護職員の活用又は事業所に配置される看護職員が対応することも可能であるが、本件加算に係る勤務時間は、勤務する事業所における常勤換算の時間数に含められず、また、他の加配等の加算対象職員にも該当しない。

イ　利用児童の主治医（看護を必要とする疾病等の治療や経過観察を行っている医師を指す）から当該看護の提供等に関する指示書を受けていること。

ウ　主治医以外の医師からの指示による場合、当該医師が主治医と十分に利用児童に関する情報共有を行っていることを、事業所において確認していること。

エ　利用児童の主治医からの指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載していること。

オ　利用児童ごとに、実施日時、所要時間、看護内容等を記録していること。

カ　主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告していること。

キ　利用児童は医療的ケア児であり、下記「医療的ケアの判定スコア」に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であること。

⑸　当該加算に係る給付費の返還を指示した事例

ア　事例①

利用児童の主治医と十分な情報共有を行わないまま、主治医以外の連携医療機関の医師が作成した指示書等に基づき、不適切に加算を算定している。

【留意事項】

本加算の算定に当たっては、利用児童の主治医との適切な連携及び十分な情報共有が行われていることが前提となる。

主治医以外の連携医療機関の医師が作成した指示書等に基づき加算を算定する場合であっても、事前に主治医との間で利用児童の病状や診療方針に関する情報共有が求められ、事業所において、当該連携等の事実を客観的に証することのできるよう、診療情報提供書等の挙証書類を保管しなければならず、これを行わずに算定された加算については算定要件を満たさないものとして取り扱う。

イ　事例②

服薬管理やバイタルサイン測定等、「医療的ケアの判定スコア」に該当しない看護の提供に基づき、不適切に加算を算定している。

【留意事項】

本加算の算定に当たっては、報酬告示に定める「医療的ケアの判定スコア」の対象項目に該当する看護の提供が行われていることが要件となる。

ついては、服薬管理や日常的なバイタルサイン測定等、健康管理の範囲にとどまる看護の提供については、本加算の対象外であり、この見解については、厚生労働省に確認済みである。

なお、指示書等に医師の指示がある場合であっても、実際に提供された看護内容が医療的ケアに該当しない場合は算定できないものとして取り扱う。

「医療的ケアの判定スコア」における項目及び医療連携体制加算（Ⅳ)及び（Ⅴ）において加算対象外となる行為の例

No	判定スコア項目	加算対象外の行為の例
1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む）の管理	・処置を伴わない呼吸音の聴診
2	気管切開の管理	※注
3	鼻咽頭エアウェイの管理	※注
4	酸素療法	・SpO2の定期測定、観察
5	吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る）	・吸引器のセッティング等の準備 ・自立した吸引等の見守り
6	ネブライザーの管理	※注
7	経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻、持続経管注入ポンプ使用）	・経口での食事介助、見守り ・刻み食やミキサー食の準備
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）	※注
9	皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む）、持続皮下注射ポンプの使用	※注
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）	※注
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）	※注
12	導尿（間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ））	※注
13	排便管理（消化管ストーマの使用、摘便又は洗腸、浣腸） ※浣腸は、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器を用いて浣腸を施す場合を除く	・排便の有無の確認や下剤の服用勧奨
14	痙攣時における座剤挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置	※注
		上記以外に加算対象外となる行為の例 ・内服薬の手渡しや声掛け、服薬確認 ・経口での服薬等の投与補助 ・あせもや乾燥等に対する市販保湿剤の塗布 ・創傷を伴わない湿布の貼り替え ・日常的なバイタルチェック ・日々の顔色や機嫌等の状態観察

※注：加算対象外の行為の例として明示していないものについても、本市が「同程度の医療行為」と認めないものについては、加算の対象外となります。

２　不適切算定に対する本市の対応について

本通知に記載した加算の算定に当たっては、関係法令、報酬告示、留意事項通知等を遵守した上で、要件を満たしていることを客観的に証明できる書類を適切に作成・保管しなければなりません。

運営指導等において、算定要件を満たしていない不適切な算定が確認された場合は、過年度に遡って給付費の返還等を求めることがあります。

また、虚偽の記録作成や虚偽の報告など、悪質な不正請求が認められた場合、又は請求に当たって重大な過失が認められた場合は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく行政処分を行う可能性があるため、法令遵守の徹底にご留意ください。

３　その他

本通知の内容は本市の従前からの取扱いを変更するものではありませんので、本通知並びに、下記※「医療連携体制加算の報酬算定に係る留意事項について（令和５年11月20日通知　札障第2658号）」につきましても、今一度内容をご確認の上、今後の適切な加算算定を徹底してください。

※　医療連携体制加算の報酬算定に係る留意事項について（令和５年11月20日通知札障第2658号）

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/documents/iryourennkeitaiseikasannnohousyuusantei.pdf

【担当】
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課　指定指導係
電話：011-211-2938